

# 新潟県立精神医療センター 院内感染防止対策指針

## 1 院内感染対策に関する基本的な考え方

新潟県立精神医療センターは、適切な医療を安全に提供することを使命とする公立精神科病院である。院内感染を未然に防止するとともに、感染発生の際には、拡大防止のため原因を速やかに特定し、これを制圧、終息させることが重要である。感染防止対策を病院全体で取り組むために、本指針に基づき、院内感染防止対策マニュアルを作成し、感染対策を行う。

## 2 院内感染防止対策のための委員会、その他の組織に関する基本的事項

感染防止対策に対する意思決定機関として、院内感染防止対策委員会を設置し院内感染対策に関する重要事項を協議し決定する。また、感染対策の実務を行う感染対策チーム及び所属看護単位における感染対策を徹底するための看護部感染リンクナース委員会を設置する。

### (1) 院内感染防止対策委員会 (Infection Control Committee : ICC)

病院長を委員長とし、各セクション代表者を構成員として組織する。毎月1回定期的に委員会を開催し、次に掲げる事項を検討する。また、必要に応じて臨時委員会を開催する。

#### 【院内感染防止対策委員会検討事項】

- ① 院内感染防止対策の検討・及び推進に関する事項
- ② 院内感染防止の対応及び原因究明に関する事項
- ③ 院内感染等の情報収集及び分析に関する事項
- ④ 院内感染防止等に関する職員の教育・研修に関する事項
- ⑤ 院内感染防止対策マニュアルに関する事項

### (2) 感染防止対策チーム (Infection Control Team : ICT)

病院長直属のチームとして感染対策の権限を委譲され、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、経営課職員等で構成する。院内感染等の発生防止及び対策等に関して、迅速かつ機動的に活動することを目的とする。

#### 【感染防止対策チームの業務】

- ① 院内感染防止対策マニュアルの作成に関すること

- ② アウトブレイクの早期発見、原因の分析及び対策に関すること
- ③ 院内感染対策防止対策のための教育
- ④ 院内の感染対策に関する各種コンサルテーション業務
- ⑤ 職業感染防止対策に関すること
- ⑥ 院内ラウンドの実施（週 1 回）
- ⑦ 抗菌薬使用状況の確認
- ⑧ 洗浄、消毒、滅菌に関すること
- ⑨ 感染管理地域連携カンファレンスへの参加（年 4 回以上）

(3) 看護部感染リンクナース委員会

感染担当看護師長、各病棟、外来、社会復帰部の看護師により構成される。院内感染防止対策委員会の方針に基づき、看護部における感染対策の実践、指導、周知を行い、病院全体の感染対策がより徹底することを目的とする。

【感染リンクナース委員会の業務】

- ① 病棟、外来における感染対策の現状把握と問題点の抽出
- ② マニュアルの浸透状況の確認
- ③ 職員を対象とした啓発活動及び指導
- ④ 患者及び職員に対する感染対策の助言、指導

### 3 院内感染防止対策のための医療従事者に対する研修に関する基本方針

院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的な対策について、職員に周知徹底をはかり、院内感染に対する意識向上を目的に実施する。全職員対象の研修会を年 2 回行うほか、必要に応じて臨時研修を開催する。研修の実施内容や参加状況等を記録、保管する。

### 4 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを、継続的かつ組織的に収集し、的確な感染対策を実施できるようサーベイランスを実施する。またサーベイランスをもとに、院内感染のアウトブレイクあるいは異常発生を迅速に特定し、対応する。報告の義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに保健所へ報告する。

### 5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

アウトブレイク、院内感染拡大を防止するために感染制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染にかかわる情報管理および対応を適切に行う。

- (1) 院内感染をきたす可能性の高い薬剤耐性菌、感染症を検出した場合は、院内感染拡大防止のため、感染症の発生状況を ICT、臨床側（主治医、担当セクション長等）へ報告する。
- (2) アウトブレイクあるいは異常発生時には、感染対策委員長が院内の感染状況の詳細把握に努め、必要と判断した場合には臨時の委員会を開催し、発生の原因究明、対応策の立案を図りこれを全職員に周知徹底する。
- (3) 報告が義務付けられている感染症が特定されたときは、速やかに保健所へ報告する。
- (4) 当院での感染症の発生状況を把握するために、感染防止対策委員会において各種細菌の検出状況や院内の感染サーベイランス、ならびに抗菌薬の使用状況を確認する。

## 6 患者等への情報提供に関する基本方針

感染症の流行に関して、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行い、感染防止の意義について理解と協力を求める。また、院内感染防止対策指針は、当院のホームページに掲載し閲覧できるようにする。

## 7 地域連携に関する基本方針

感染管理地域連携カンファレンスに参加し、地域の病院・医療施設・保健所と共に感染対策の向上に努める。

## 8 その他院内感染対策推進のための基本方針

- (1) 職員は感染防止対策マニュアルに沿って、標準予防策の励行など、日常的に感染防止対策の遵守に努める。
- (2) 職員は、自らが感染源とならないよう、定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に留意するとともに、ワクチンの予防接種にも積極的に参加する。
- (3) 職員は、感染防止対策マニュアルに沿って、個人防護具の使用、リキャップの禁止、安全装置付き機材の活用等で職業感染の防止に努める。

附則 本指針は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附則 改正指針は 2023 年 4 月 1 日より施行する。